

令和2年6月26日

給付対象施設・事業所各位

こども青少年局保育保育・教育運営課
幼児教育・無償化担当課長

「延長保育事業助成（令和2年4月分）に関する過誤再請求の手続きについて

令和2年4・5月分の給付費等に関する過誤再請求の手続きについては、「令和2年5月分以降の給付費審査事務等について」（令和2年5月28日付）にてご案内させていただきましたが、施設・事業所の皆様から「延長保育事業助成」に関するお問い合わせが多かったことから次のとおり通知いたします。

1 延長保育事業助成に係る4月分の請求について

（1）延長保育料等（保護者負担額）について

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（こ保運第127号令和2年4月8日）において、令和2年4月8日以降に登園をしなかった期間等の延長保育料の返還をお願いしているところですが、返還した延長保育料の本市への請求方法について、次のとおりご案内させていただきます。

状況	対応
4月8日以降の延長保育料について、「 <u>すべて返還した場合</u> 」又は「 <u>徴収をしなかった場合</u> 」	4月1日～7日の利用分として徴収をした延長保育料で過誤再請求をお願いします。 ただし、 <u>4月1日～7日に利用がなく、延長保育料の徴収をしなかった場合には、「0円」</u> で過誤再請求をお願いします。 (既に「 <u>4月1日～7日の利用分として徴収をした延長保育料</u> 」もしくは「 <u>0円</u> 」で請求いただいている場合は対応不要です。)
4月8日以降の延長保育料について、「 <u>一部返還した場合</u> 」又は「 <u>利用した日分だけ徴収した場合</u> 」	「 <u>4月に最終的に徴収をした延長保育料</u> 」で過誤再請求をお願いします。 なお、4月1日～7日の利用分について延長保育料を徴収した場合は、 <u>当該延長保育料を含めた金額</u> とします。 (既に「 <u>最終的に徴収をした延長保育料</u> 」で請求いただいている場合は対応不要です。)

※延長保育事業費は通常、「延長保育実施加算等の各加算項目の合計」から「保護者から徴収した延長保育料」を差し引いた額をお支払いしています。今回保護者の方にご請求いただかなかった延長保育料については、上記の過誤再請求を行っていただくことにより、横浜市がお支払いします。

(2) 延長保育事業にかかる助成について

延長保育事業に係る助成については、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（こ保運第127号令和2年4月8日）において、「通常とおりに支給（＝当月1日時点の申請内容に基づく支給）します」と通知しているところですが、「延長保育従事職員雇用費」だけが「利用実績」を元に請求いただく加算（※）であるため、次のとおり請求方法についてご案内させていただきます。

なお、令和2年4月は「緊急事態宣言前（4/1～7）」と「宣言後（4/8～4/30）」が混在する月であることから「対象月日」毎に方法が異なります。

対象月日	請求方法
4月1日 ～7日	「 <u>利用実績</u> 」（「利用実績」を請求明細作成ソフト等に入力してください。）
4月8日 ～30日	「 <u>利用予定</u> 」（令和2年5月分の請求方法と同様の考えとなります。）

※各園において、延長保育料ガイドラインに基づいた運用の結果、当該期間中に延長保育料を徴収しなかった場合でも、「延長保育従事職員雇用費」の請求は可能とします。

2 過誤再請求の手続きについて

(1) 過誤再請求受付開始時期

令和2年7月エラーフロー（データ受付期間：7/13～22）以降

(2) 過誤再請求の手続き

通常の過誤再請求の手続きと変更はありません。

(3) 過誤再請求の請求方法について

通常の過誤再請求の請求方法と変更はありません。横浜市が無償で提供している請求明細作成ソフトの操作方法等に関する内容につきましては下記の番号までお問い合わせください。

また、横浜市以外のソフトをご利用の場合については、ベンダー各社にお問い合わせください。

0570-023555

（開設期間①） 2020年4月1日～2020年11月30日 9：00～17：00（7時間／日）

（開設期間②） 2020年12月1日～2021年3月31日 13：00～17：00（4時間／日）

※土日・祝日・年末年始を除く

※2020年7月～11月の開設時間を延長しました。

3 参考

「給付費等の請求方法（令和2年度5月分）について」（令和2年4月30日付）（抜粋）

13	「延長保育従事職員雇用費」について、令和2年5月分は、何に基づいて入力すればよいか。	令和2年4月の延長保育利用希望を基に請求明細作成ソフト等に入力 してください。 例えば、曜日によって利用希望の有無や時間に傾向があるのであれば、令和2年5月のカレンダーにその傾向をあてはめるなどして利用日、時間等を算出し、請求明細作成ソフト等に入力してください。
----	--	---

お問合せ先

担当 こども青少年局保育・教育運営課給付担当

電話 045-671-**0202/0204**